

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月18日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 長崎庁舎海水取水設備点検整備業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月27日
- (4) 履行場所 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門管理課
電 話 095-860-1661
F A X 095-850-7767

② 郵送による交付

封書に「長崎庁舎海水取水設備点検整備業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に320円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付

任意書式に「長崎庁舎海水取水設備点検整備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年9月5日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年9月17日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年9月16日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
^{※注1} 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
^{※注2} 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応募若しくは応募又は契約の締結をなさすので、ご了承ください。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 長崎庁舎海水取水設備点検整備業務
2. 業務目的 本業務は、当所の海水取水設備の点検整備を実施することにより、設備機能の維持を目的とする。
3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長崎庁舎
4. 履行期限 令和8年3月27日
5. 業務内容
 - 1) 基本事項
 - <概要>
 - ◎海水取水設備の点検整備を行うこと。
 - I. 海水機器設備点検整備
 - II. 海水配管設備点検整備
 - III. 海水排水処理設備点検整備
 - IV. 全体設備点検
 - ※機器類の詳細については、別紙「対象機器一覧表」を参照。
 - <提出書類等>
 - ①業務計画書
作業前に、業務内容及び工程を記載した業務計画書を担当職員へ提出し、業務計画の事前承認を受けること。
 - ②部品一覧表
本業務に使用する部品類に係る一覧表を担当職員へ提出し、使用資材の事前承認を受けること。
 - ③業務報告書
業務完了後に試運転調整、作動確認結果及び作業工程の写真を取りまとめた業務報告書を1部作成し、提出すること。
 - ④交換推奨部品等の整理
各設備及び全体設備点検の結果、部品等の交換が推奨される設備がある場合には、交換箇所（図面等による交換箇所の指示）、交換部品の規格及び数量等を整理し、業務報告書へ取りまとめ、提出すること。
 - <資材等>
本業務に必要な資材等は、全て請負業者が手配すること。
- 2) 業務内容
 - (1) 海水機器設備点検整備（対象機器：P-1、P-2、P-7、P-8）
 - ①ろ過海水取水ポンプ、ろ過海水送水ポンプ点検整備
ろ過海水取水ポンプ（2.2kw×2台）、ろ過海水送水ポンプ（1.5kw×2台）の点検調整、動作確認を行い、必要に応じて分解整備を行うこと。

②調温海水1次側循環ポンプ点検整備 (P-13~P-20)

調温海水循環ポンプ (2.2kw×2台、3.7kw×2台、1.5kw×4台) の点検調整及び動作確認を行い、そのうちポンプ4台 (P-13~P-16) について部品交換を行うこと。

【定期交換部品 (P-13~P-16)】

※既存同等品とする (下記数量はポンプ1台整備分)。

- ・メカニカルシール 1枚
- ・Oリング 1式

③チラーユニット点検整備 (対象機器一覧表 No. 12 関連: HP1~HP3)

※本項目は、メーカー技師による業務実施とすること。

チラーユニットの部品交換、絶縁抵抗試験、冷媒回路ガス漏れチェック、シーケンスチェック、運転データ集録、モニタリング作業等を行うこと。

【定期交換部品 (HP1)】※既存同等品とする。

- ・オイルフィルター 1個
- ・オイルラインフィルター 1個
- ・消耗部品 1式

(2) 海水配管設備点検整備

長崎県総合水産試験場から水産技術研究所までの海水配管設備 (弁・機器・マンホール No. 1~No. 3・配管類) の目視点検、動作確認を行い、柵内に雨・地下水等の浸水が生じている場合は、排水の処理を行うこと。

(3) 海水排水処理設備点検整備

塩素発生設備点検整備 (対象機器一覧表 No. 10 関連: DK1)

※本項目は、メーカー技師による業務実施とすること。

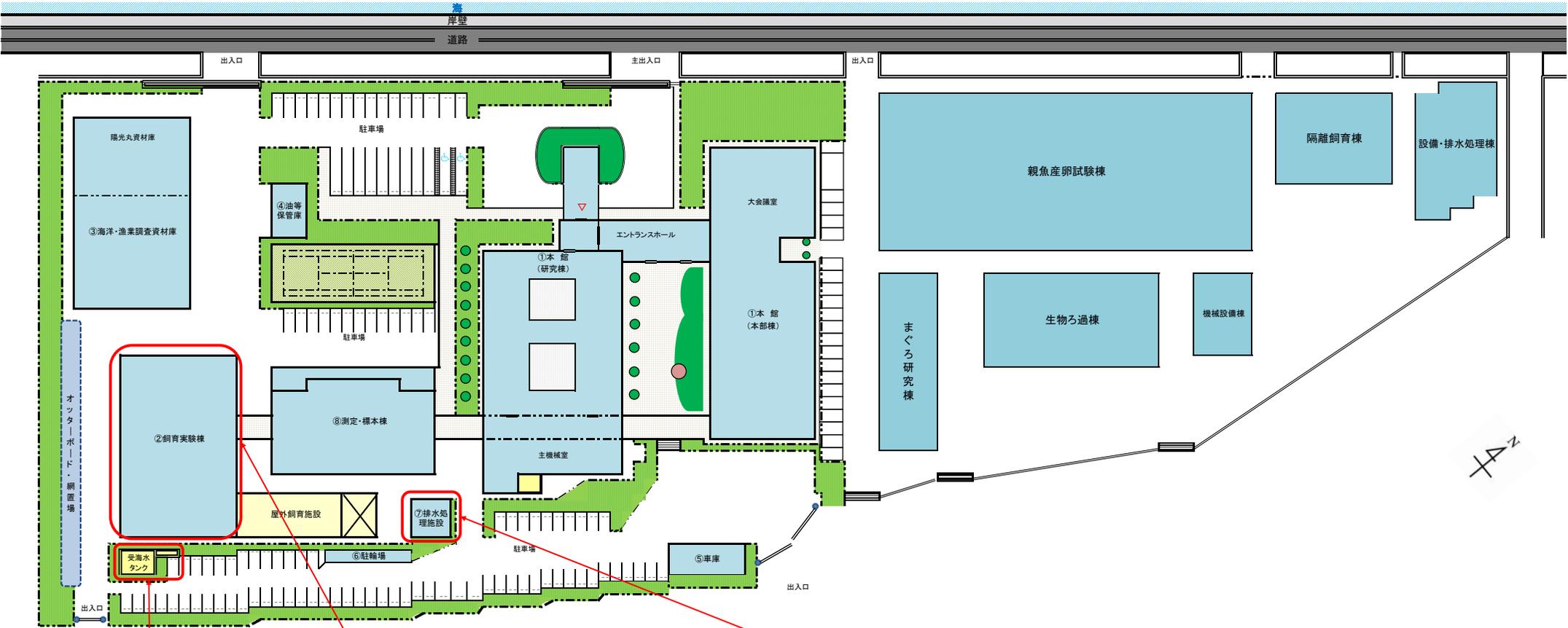
海水排水処理設備のうち、塩素発生装置の配管内点検・清掃 (電解槽清掃及び残留塩素濃度計清掃・調整を含む)、洗浄・点検調整、動作確認、報告書作成を行うこと。

(4) 全体設備点検

作業完了後、担当職員立ち会いの下、制御盤で制御する機器等を試運転調整し、全体設備の点検を行い、正常に作動することを確認の上、引渡しを行うこと。

6. 特記事項
- 1) 既存設備又は機器等に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害を与えた場合には、直ちに担当職員へ報告し、その指示に従い修復するものとする。なお、これらにかかる費用は全て請負業者の負担とする。
 - 2) 本業務に必要となる水・電力等は、担当職員と打ち合わせの上、必要に応じて構内施設から無償で使用できるものとする。
 - 3) 本業務で発生した廃材等は構外へ搬出し、関係法令等に従って適切に処分するものとする。

7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

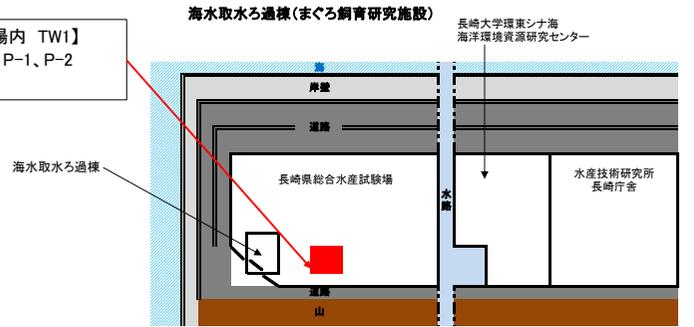


【構内 TW2】
 ・ろ過海水送水ポンプ(低温系統): P-3、P-4
 ・ろ過海水送水ポンプ(高温系統): P-5、P-6
 ・ろ過海水送水ポンプ: P-7、P-8

【飼育実験棟】
 <1F 機械室>
 ・調温海水送水ポンプ(低温系統): P-9、P-10
 ・調温海水送水ポンプ(高温系統): P-11、P-12
 ・調温海水1次側循環ポンプ: P-13~P-20
 <屋上>
 ・チラーユニット: HP1、HP2、HP3

【排水処理施設】
 ・塩素発生装置

【長崎県総合水産試験場内 TW1】
 ・ろ過海水取水ポンプ: P-1、P-2



長崎大学環東シナ海
 海洋環境資源研究センター

